

平成28年熊本地震で被災された皆さまへ

熊本地震により、各種ローン[※]の返済にお困りの方は、

「免除・減額」を申し出ることができます!

※熊本地震発生以前からの住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、事業性融資（個人向け）など

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理は、「破産手続」や「民事再生手続」といった法的な倒産手続とは違い、下記のようなメリットがあります。



メリット① 弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を**無料**で受けられる

（また、以下の条件により「特定調停の申立ての手数料」も法令上の手当により**無料**となっています。）
【対象者】平成28年4月14日に、熊本県内に住所等を有していた方
【適用期間】平成28年4月14日から平成31年3月31日までの間に、裁判所に民事調停の申立をする場合

メリット② 義援金等に加え、財産の一部を**手元に残せる**

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。

メリット③ 個人信用情報として**登録されない**

債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。



まずは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

◎債務の免除などには、**一定の要件**（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの**借入先の同意が必要**となります。

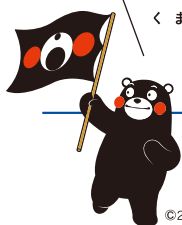
また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

◎免除・減額の対象となり得るのは、熊本地震の発生前に借り入れた債務に限られます。

●特定調停手続の利用を含む手続きの流れは裏面をご参照ください

がんばるけん!

くまもとけん!



実際の手続きの流れ



ご自身で行っていただくこと

1

最も多額のローンを借りている金融機関等へガイドラインの手続き着手を希望することを口頭で申し出て、金融機関等へ借入先、借入残高、年収、預金等について説明する

(注) 必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続き着手の申出日になります。



2

上記1により金融機関等から手続き着手について同意が得られた後、地元の弁護士会等へ同意書等を提出し、「登録支援専門家」の支援手続きを依頼する

(注) 「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



ここからは弁護士などの専門家「登録支援専門家」と一緒に行います

3 債務整理(開始)の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録等の必要書類を提出します。債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。

4 「調停条項案」の作成

金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類(「調停条項案」)を作成します。

5 「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します。(金融機関等は1ヵ月以内に同意するか否か回答します)

6 特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。

7 調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

お手伝いしますので安心です!



「ガイドライン」の利用による債務免除・減額のイメージ

次のケースは、実例を基にアレンジしたものです。実際の債務整理の結果は、各債務者の具体的な状況等によって異なります。(平成28年 熊本地震の場合)



ケース① 住宅ローン、マイカーローンの例

熊本地震で自宅が全壊。みなし仮設住宅に入居。家計収入も減少し、住宅を再築する場合、返済が困難になるおそれがあった。

[被災状況] 自宅全壊(滅失)
[家計収入] (夫)変化なし
(妻)震災前8万円→震災後5万円

ガイドライン利用で債務を大幅にカットでき、新たな生活設計を立てる目的があった!!

ガイドライン利用前

資産	預貯金300万円 義援金80万円 被災者生活再建支援金100万円 土地(350万円) 自動車
負債残高	住宅ローン800万円 マイカーローン100万円



ガイドライン利用で

自動車を返却し、マイカーローンの免除を受け、また住宅ローン450万円の免除を受けて生活再建に必要なお金と土地を残しつつ、土地の価格相当額350万円を分割返済していくことにした。

資産	預貯金300万円 義援金80万円 被災者生活再建支援金100万円 土地(350万円)
負債残高	350万円

ケース② 教育ローンの例

熊本地震で家業の自宅兼店舗が全壊。営業が出来なくなったことから収入がなくなり、教育ローンの返済が困難になった。

[被災状況] 自宅全壊(父名義)
[家計収入] 震災前20万円→震災後0円

ガイドライン利用で債務が0円になり生活を立て直す活力が湧いてきました!!

ガイドライン利用前

資産	預貯金50万円 義援金40万円 生命保険(解約時見込額)150万円
負債残高	教育ローン250万円



ガイドライン利用で

教育ローン250万円の免除を受けて生活再建に必要な資産を全て残すことができた。

資産	預貯金50万円 義援金40万円 生命保険(解約時見込額)150万円
負債残高	0円

(注) 債務の免除・減額には、一定の要件を満たすことや、ローンの借入先の同意が必要です(本ケースに該当する全ての場合にガイドラインを利用できるとは限りません)。免除・減額の対象となり得るのは、熊本地震発生前に借り入れた債務に限られます。ガイドライン利用後に手元に残せる財産は、具体的には、被災状況、生活状況等の個別事情によります。